

筑後市中小企業資金融資制度のご案内

市内の中小企業者および協同組合等に対して、事業に必要な資金の融資を促進し、施設の近代化、経営の合理化を図ることを目的としています。

利率が
下がりました!!
H24.4.1~

Q1. 融資にはどんな種類があるの？

筑後市の中小企業融資には、次の4種類があります。

平成24年4月1日現在

種類	対象	最高限度額	融資期間	利率
一般融資	市内の中小企業者で、6月以上引続き同一事業を営んでいる者。	1,000万円	5年以内 (6月据置)	1.65%
設備融資	1.市内の中小企業者及び協同組合等で、6月以上引続き同一事業を営んでいる者。 2.市内の施設等に投資する資金であること。 3.土地を除く投資額の3分の2相当額。但し、このうち貸店舗専用建物及び住宅の用に供する部分は対象としない。	3,000万円	10年以内 (1千万未満は6年) (10年は1年、1千万円未満は6月据置)	1.8%
協同組合等融資	1.一般融資	市内の協同組合等で、6月以上引続き同一事業を営んでいる者。但し、公害防止設備融資については、市内の設備に投資する資金であること。	5年以内 (6月据置)	1.2%
	2.公害防止設備融資			
	3.特別融資			
不況対策融資	市内の中小企業者で、6月以上引続き同一事業を営んでいる者で次の1又は2に該当する者。	1.中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第4項第1号から第6号までに該当する者。	7年以内 (1年据置)	1.55%
		2.半径500m以内に店舗が面積400㎡以上の店舗が開設された同一業種の小売業を営む者。但し、店舗面積400㎡以上の店舗が開設されて3年以内とする。		1.65%

※ 市中金利が大幅に変動する場合は、年度内に利率が変わることがあります。

Q2. 手続きはどうしたらいいの？

融資を利用しようとお考えの方は、取扱金融機関及び商工会議所

(設備融資、協同組合等融資及び不況対策融資は、商工観光課)に所定の借入申込書及び必要書類を提出してください。

Q3. 融資を受けられる人は？

融資を受けられる人は、市内に住所がある、または市内に事業所を有する個人事業主の方や、市内に事業所がある法人で、中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業の方が対象となります。

融資の種類によって別途条件がありますので商工観光課へご確認ください。

なお、市税の滞納のある方はこの融資を受けることが出来ません。
(生計を一にする同一世帯の方にも滞納がないことが条件です)

Q4. この制度のメリットは？

この制度は低利率で融資が受けられることをはじめ、保証協会の保証料が税法上費用として計上できること、実際に支払った保証料に対して市が補給をおこなっていることなど様々なメリットがあります。

* 取扱金融機関…福岡銀行 筑後支店
西日本シティ銀行 筑後支店
筑邦銀行 筑後支店
大牟田柳川信用金庫 筑後支店
筑後信用金庫 羽犬塚支店

お問い合わせは

筑後市役所 商工観光課
筑後市大字山ノ井898番地

TEL 65-7024(直通) FAX 53-1589

もしくは取扱金融機関及び商工会議所